

小倉百人一首文化財団 所蔵資料利用規定

公益財団法人小倉百人一首文化財団（以下、財団という）の所蔵資料や画像（以下資料等という）を利用しようとする個人・団体の方は、以下の規定に同意の上、申請いただきますようお願いします。

1. 申請手続

- 資料等の利用を希望する場合は、財団所定の申請書（別紙）に必要事項を記入し、企画書などの添付資料とともに提出してください。資料貸出については、申請書受理後、貸出許可書を発行します。

2. 利用上の注意

- 財団の承認を得ることなく転貸や模写、複製の製作、撮影などを行うことはできません。
- 資料等を出版物などに記載する場合、またテレビ等で放映・配信する場合は必ず“嵯峨嵐山文華館 所蔵”と記載してください。
- 画像を利用する場合、原則として図書やインターネット等からの写真転載は禁止します。必ず財団支給の画像を使用してください。
- 資料等の利用については、一度の申請で1回限りの利用となります。再版や改訂、再放送、ビデオ、CD-ROM化、インターネット配信などの2次使用の場合は、その都度申請してください。
- 出版物や映像等に利用した場合は、成果物を1部寄贈してください。
- 利用した画像データは、ご利用後、必ず消去してください。
- その他、利用に当たっての詳細は、財団職員の指示に従ってください。

3. 貸出にかかる資料の保全義務・費用

- 貸出資料の梱包や輸送、展示の環境については、資料に損傷を与えることのないよう万全の注意を払い、そのために必要な一切の温湿度管理および露光制限等の適切な措置を講じてください。貸出や展示作業中に発生した事故については、申請者が一切の責任を負うこととします。
- 借用資料については申請者において、財団が示す評価額相当の保険をかけてください。
- 輸送費・保険料など、資料の貸出にかかる一切の費用は申請者の負担とします。

4. 料金および支払

- 所蔵資料の借用料については、嵯峨嵐山文華館館長が別途取り決めることとします。
- 所蔵資料の画像使用料は、以下の通りとします。
 - モノクロ画像（1点あたり） 6,000円（消費税別）
 - カラー画像（1点あたり） 10,000円（消費税別）
- 使用目的や使用方法などによって、財団が妥当と認めた場合は使用料の減免をする場合があります。
- 料金は後払いです。財団が発行する請求書に基づき、請求日より30日以内に指定の銀行口座にお振込みください。振込手数料は申請者にてご負担ください。
- 事前の連絡なく、期日までにお支払いいただけない場合は延滞金をお支払いいただく場合があります。

5. その他

- 本規定の改定は、嵯峨嵐山文華館館長が行い、財団の理事会・評議員会および資料収集委員会で報告することとします。

6. 問い合わせ先

公益財団法人小倉百人一首文化財団

〒616-8385 京都市右京区嵯峨天龍寺芒ノ馬場町11 嵯峨嵐山文華館

TEL:075-882-1111 FAX:075-882-1103 E-mail:support@ogura-zaidan.org